平成 20 年 10 月 29 日制定

国士舘職務発明規程

第１章　総則

（目的）

第１条　本規程は、学校法人国士舘（以下、「本法人」という。）の教職員等が行った発明等の取扱い及び発明に係る特許等の取扱いに関する基本事項を定め、その発明者としての権利を保障し、発明考案及び研究意欲の向上を図るとともに、知的財産権の適正な管理を実現することにより、学術研究成果の社会的活用を図り、もって学術研究の振興に資することを目的とする。

（用語の定義）

第２条　本規程において、次に掲げる用語は、次の定義によるものとする。

（１）「発明等」とは、次に掲げるものをいう。

ア　特許法第２条第１項に規定する発明

イ　実用新案法第２条第１項に規定する考案

ウ　意匠法第２条第１項に規定する創作

エ　半導体集積回路の回路配置に関する法律第２条第１項に規定する半導体集積回路の創作

オ　著作権法第２条第１項第１０号の２に規定するプログラム及び同項第１０号の３に規定するデータベースの創作

カ　種苗法第２条第２項に規定する品種の育成

キ　秘匿することが可能な技術情報であって、かつ、財産的価値を有するもの（以下「ノウハウ」という。）の案出

（２）「職務発明等」とは、公的機関もしくは民間企業等からの研究資金を得て行った研究もしくは本法人が資金の提供その他の支援をして行った研究又は本法人が管理する施設及び設備を利用して行った成果であると本法人が認定した発明等をいう。

（３）「知的財産権」とは、次に掲げるものをいう。

ア　特許法に規定する特許権、実用新案法に規定する実用新案権、意匠法に規定する意匠権、半導体集積回路の回路配置に関する法律に規定する回路配置利用権および種苗法に規定する育成者権並びに外国におけるこれらの権利に相当する権利

イ　特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律に規定する回路配置利用権の設置の登録を受ける権利及び種苗法に規定する品種登録を受ける権利並びに外国におけるこれらの権利に相当する権利

ウ　著作権法第２条第１項第１０号の２に規定するプログラムの著作物及び同項第１０号の３に規定するデータベースの著作物に係る著作権法第２１条から第２８条に規定する著作権に係る権利並びに外国におけるこれらの権利に相当する権利

エ　ア、イまたはウに掲げる権利の対象とならないノウハウを使用する権利

オ　外国におけるアからエに掲げる権利に相当する権利

（４）「発明者」とは、職務発明等をした教職員等をいう。

（５）「教職員等」とは、次に掲げる者をいう。

ア　本法人の理事及び本学に所属する教職員（非常勤を含む）

イ　本法人と雇用関係等にある大学院学生、学部学生、研究生、非常勤研究員等

ウ　客員教授

エ　本法人との間で研究の成果である発明等につき何らかの契約が締結されている者

（６）「出願等」とは、特許出願、登録出願等知的財産に関し法令で定められた権利保護のために必要な手続を行うことをいう。

（７）発明等の実施とは、特許法第２条第３項に規定する行為、実用新案法第２条第３項に規定する行為、意匠法第２条第３項に規定する行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第２条第３項に規定する行為、種苗法第２条第４項に規定する行為、著作権法第２条第１項第１５号もしくは同項第１９号に規定する行為又はノウハウの使用をいい、外国法に定める権利対象の実施又は利用を含む。

（権利の帰属）

第３条　職務発明等に係る知的財産権は、本法人がこれを承継する。ただし、第５条第１項または第４項の規定により職務発明等に該当しないと決定したとき、または同条第２項または第４項の規定によりその知的財産権を本法人が承継しないものと決定されたときはこの限りではない。

２　教職員等が第三者と共同して職務発明等を行ったときは、当該教職員等が有する当該職務発明等に係る知的財産権の共有持分を本法人が承継する。ただし、第５条第１項または第４項の規定により職務発明等に該当しないと決定したとき、または同条第２項または第４項の規定によりその知的財産権を本法人が承継しないものと決定したときは、この限りでない。

第２章　発明の届出及び権利の帰属

（発明等の届出及び受理）

第４条　教職員等は、その行った研究の成果が発明等に該当するときは、所定の発明届（様式第１）に必要事項を記載し、必要に応じて資料を添付の上、速やかに学長に届け出るものとする。この場合において、当該教職員が２人以上いるときは、その代表者を選定し、当該代表者が届け出るものとする。

２　学長は、前項の届出があったときは、速やかに当該教職員等及び所属機関長等に当該届出を受理した旨を通知しなければならない。

３　前項に規定する届出は、職務発明等を公表する前に行わなければならない。ただし、学会発表、論文投稿等の予定がある場合であって、かつ、その旨を速やかに学長に報告したときは、この限りではない。

（発明等の審査）

第５条　学長は、前条の規定による届出があったときは、第１２条に規定する発明審査委員会に対し、発明等に関する事項を諮問し、その答申に基づき職務発明等の該当の可否について決定する。

２　学長は、前項の規定により、当該届出に係る発明等が職務発明等に該当すると決定したときは、当該職務発明等に係る知的財産権を本法人が承継の可否について決定する。

３　学長は、前２項の決定をしたときは、当該発明者及び所属機関長等に対し、認定・決定通知書（様式第２）により通知しなければならない。

４　第１項及び第２項の規定にかかわらず、緊急の必要があるときは、研究推進を担当する教学担当理事（以下「担当理事」という。）が、職務発明等に該当するか、及び職務発明等に係る知的財産権を本法人が承継するか否かの決定をすることができる。

５　前項の場合においては、担当理事は、事後に本法人の承認を得なければならない。この場合において、事後の本法人の承認を得られないときは、担当理事は当該決定を直ちに取り消さなければならない。

６　担当理事は、第４項の決定をしたときは、当該発明者及び所属機関長等に通知しなければならない。前項の規定により当該決定を取り消した場合についても同様とする。

７　学長は、理事長に発明審査委員会の結果を報告するものとする。

（異議の申立て）

第６条　発明等を届け出た教職員等は、第５条第１項もしくは第２項による学長の決定、同条第４項の担当理事の決定または同条第５項による決定の取り消しに不服があるときは、通知を受けた日から２週間以内に学長に対し異議申立書（様式第３）により異議を申し立てることができる。

２　学長は、異議の申し立てがあったときは、異議を申し立てた教職員等及び発明審査委員会の意見を徴した上で、異議の申し立ての当否を決定する。

３　学長は、前項の決定にその理由を付して、異議を申し立てた教職員等及び所属機関長等に通知する。

４　異議の申し立てを行った教職員等は、第２項の決定に対し、再度異議の申し立てを行うことはできない。

（任意譲渡）

第７条　教職員等からの届出による発明等について、学長が職務発明等に該当しないと決定した場合に発明者からその発明等に係る知的財産権を本法人に譲渡する申し出があったときは、学長は発明審査委員会の意見を徴した上で、当該知的財産権を承継の可否を決定する。

２　前項の規定にかかわらず、緊急の必要があるときは、担当理事が、発明等に係る知的財産権を承継の可否を決定することができる。

３　前２項の規定により本法人が発明等に係る知的財産権を本法人が承継した場合における本規程の適用については、当該発明等を職務発明等とみなして扱うものとする。

（譲渡書の提出）

第８条　第７条第１項の規定により、発明等を本法人が承継すると決定したときは、その発明者は権利譲渡書（様式第４）を学長に提出しなければならない。

（知的財産権の第三者への譲渡の制限）

第９条　発明者は、第５条第１項、第２項又は第４項の決定を受けるまでは、その発明等に係る知的財産権を第三者へ譲渡してはならない。ただし、第６条第１項の規定により異議申し立てをした場合は、同条第２項の決定を受けるまで、第７条第１項の規定により発明等に係る知的財産権の譲渡の申し出をした場合は、同項又は同条第２項の決定を受けるまで、その発明等に係る知的財産権を第三者へ譲渡してはならない。

第３章　共同発明等

（教職員等による共同発明等）

第１０条　教職員等が共同で発明等を行った場合において、第４条第１項の届出、第８条の譲渡書の提出及び第６条第１項の異議申立てを行うときは、代表発明者（発明等を行うにあたり、最も中心的な役割を果たした発明者をいう。）の所属機関長を経由して、発明者全員の連名で行うものとする。

（本法人以外の者との共同発明等）

第１１条　本法人は、教職員等が本法人以外の者と共同で職務発明等を行った場合において、その発明等に係る知的財産権が本法人と本法人以外の者との共有になり、共同で当該知的財産権に係る出願又は登録（以下「出願等」という。）を行うときは、本法人以外の者と共同出願等に関する契約を締結するものとする。

第４章　発明審査委員会

（発明審査委員会の設置）

第１２条　学長は、職務発明等に関する事項を審議するため、発明審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（委員会の職務）

第１３条　委員会は、次の事項を審議し、その結果を学長に答申する。

（１）第４条第１項の規定する届出による発明等が職務発明等に該当するか否かの審査
（２）当該職務発明等の技術的評価
（３）特許等の出願しうる要件を具備しているか否かの審査
（４）当該発明を本法人が承継するか否かの審査
（５）第６条第１項の規定する異議申立てに関する意見の具申
（６）第１８条第３項の規定する権利維持の放棄の審査
（７）本法人の発明等に係る権利侵害、係争又は訴訟等が生じた場合の対応

2　委員会は、必要に応じ、関係教職員等からヒヤリングを行うことができる。

（委員会の構成）

第１４条　委員会は、次の者をもって構成する。

（１）担当する理事　１名

（２）委員長が指名する者　若干名

（３）研究担当副学長及び理工学部長

2　委員長は、学長が指名する。

3　第１項第２号の委員は、学内者又は学外者から委員長の指名に基づき本法人が委嘱する。

4　第１項第２号の委員の任期は２年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合に、後任の委員は前任者の残任期間とする。

（委員会の運営）

第１５条　委員会は、委員長が招集し、その議事を整理する。

2　委員会は、委員の過半数の出席がなければ開催することができない。

3　委員会の議決は、出席委員の過半数による。可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4　委員が当該発明等の発明者であるときは、当該委員は、当該発明等に関する審議に加わることができず、かつその数は委員総数に算入しない。

（持ち回り審議）

第１６条　第１３条第１項各号に規定する事項の審議を行う場合において、委員会の適時開催ができないときは、委員長の判断により委員会の開催を略し、審議事項を明記した文書を各委員へ送付することによって、持ち回り審議を行うことができる。

第５章　出願等及び権利維持

（出願等）

第１７条　本法人が職務発明等に係る知的財産権を承継すると決定したときは、当該知的財産権に係る出願等を行う。

2　前項の出願等に要する費用は原則として本法人が負担し、出願等の手続に関する事務は大学が行う。

3　前２項の規定にかかわらず、本法人以外の者との共同発明等に係る出願等については、第１１条の規定に基づき締結された契約に従うものとする。

4　発明者は、本法人から出願等に関する諸手続について協力を要請されたときは、これに応じなければならない。

（権利維持）

第１８条　本法人が承継した職務発明等について、前条第１項の規定による出願等に基づ

いて知的財産権が成立した場合は、その権利維持に要する費用は原則として本法人がこれを負担するものとし、権利維持に関する事務は大学が行う。

2　前項の規定にかかわらず、本法人以外の者との共同発明等の権利維持に関する費用及び事務については、第１１条の規定に基づき締結された契約に従うものとする。

3　本法人は、承継された職務発明等に係る知的財産権について、あらかじめ発明者の意見を聞き、第１２条の委員会の審議を経て、これを放棄することができる。

4　本法人は、前項の結果を権利放棄通知書（様式第６）により速やかに発明者に通知するものとする。

第６章　発明者への実施補償

（対価の配分）

第１９条　発明者は、その職務発明等に係る国内または外国における知的財産権を本法人が承継した場合において、当該知的財産権の運用または処分により本法人が対価を得たときは、別に定める基準により配分するものとする。

第７章　発明者への特別措置

（発明者への特別措置）

第２０条　学長は、発明者が退職し、又は兼業等により起業し、自らの職務発明等に係る権利を活用することにより学術研究の成果の普及を推進しようとする場合には、当該職務発明等についての知的財産権に関して特別な措置を講ずることができる。

第８章　雑　則

（守秘義務）

第２１条　本法人と発明者は、当該発明等の内容等の事項について、出願するまでの期間は、秘密を守らなければならない。ただし、本法人と発明者が合意の上公表する場合及び本法人と発明者の責によらずして公知となった場合は除く。

2　前項の規定は、教職員等が本法人を退職、卒業、修了又は退学（以下「退職等」という。）した後も適用する。

（退職等後の取扱い）

第２２条　教職員等が退職等した場合においても、当該発明等が職務発明等に該当する場合の取扱いは、本規程によるものとする。

（退職等又は死亡したときの補償）

第２３条　第１９条に規定する対価の配分を受ける権利は、発明者が退職等の後も存続するものとし、当該発明者が死亡したときは、その相続人がこれを承継する。

（外国出願の取扱い）
第２４条　この規程は、外国の知的財産権を対象とする発明等に関してもこれを準用する。

（事務）
第２５条　本規程に定める事務は、教務部学術研究支援課が所掌する。

（施行細則）
第２６条　この規程の施行に必要な事項は、別に定める。

（改廃）
第２７条　この規程の改廃は、発明審査委員会の議を経て理事会の承認を要するものとする。

附　則
この規程は、平成 20 年 10 月 29 日から施行する。